

香取市看護師等修学資金 貸付けの手引き 【令和7年度版】



香取市福祉健康部健康づくり課

目次

第1 事業の概要	4
1 事業の目的	
2 貸付対象	
3 貸付金額	
4 貸付期間	
5 貸付利息	
6 貸付方法	
7 修学資金の償還	
8 修学資金の償還免除	
第2 貸付けの申請手続き	6
1 申請に必要な書類	
2 連帯保証人	
3 修学資金の貸付請求	
第3 在学中の諸手続き	8
1 提出書類	
2 提出期間	
3 その他	
第4 卒業時の諸手続き	10
1 提出書類	
2 提出期間	
3 その他	
第5 香取市内において貸付期間に相当する期間、看護師等の業務に従事し、かつ、居住しているときの諸手続き	11
1 提出書類	
2 提出期間	
3 その他	
第6 修学資金の償還免除について	12
1 償還免除対象	
2 提出書類	

3 提出時期

第7 修学資金の償還猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

- 1 償還猶予対象
- 2 提出書類
- 3 提出時期
- 4 その他

第8 修学資金の償還について・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

- 1 償還対象
- 2 償還方法
- 3 提出書類
- 4 提出時期
- 5 その他

第9 貸付けの停止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

- 1 停止対象
- 2 提出書類
- 3 提出時期
- 4 その他

第10 貸付けの取消しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

- 1 取消対象
- 2 提出書類
- 3 提出時期
- 4 その他

第11 提出先及び問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第12 様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第13 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・18



第1 事業の概要

1 事業の目的

この事業は、将来、香取市内において看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」とする。）の業務に従事し、かつ、居住する意志を持つ方に対し修学資金を貸し付けることで、看護師等を養成する学校又は養成所（以下、「養成施設」とする。）における修学並びに香取市内における就業及び居住を容易にし、香取市の医療提供体制の充実及び人口減少の抑制を図ることで、暮らしやすい地域社会の実現を目的としています。

2 貸付対象

次の要件すべてを満たしている方が対象です。

(1)養成施設に在学している方

(2)将来香取市内において看護師等の資格を要する業務に、修学資金の貸付期間以上従事し、かつ、居住する意志がある方

※他の奨学金等と併せて貸付けを受けることは可能です。

※老人ホームやこども園等の医療機関以外の施設で就業する場合も対象になります。

※在学中に香取市内に居住していなくても貸付対象になります。

3 貸付金額

修学金として、月額6万円以内の金額を貸し付けます。

入学一時金として、入学初年度に限り20万円以内の金額を貸し付けます。

4 貸付期間

貸付けの申請のあった月から養成施設を卒業する月までとします。ただし、留年、休学又は停学した期間は貸付対象としません。

5 貸付利息

無利息

6 貸付方法

(1)申請年度

(ア)9月以前の申請による貸付け

入学一時金及び申請月から9月分までの修学金は、申請があった月の翌々月以内に、指定口座に振り込みます。10月から翌年3月分までの修学金

は、11月に指定口座に振り込みます。

(イ)10月以降の申請による貸付け

入学一時金及び申請月から翌年3月分までの修学金を、申請があった月の翌々月以内に、指定口座に振り込みます。

(2)申請年度以降

4月から9月分までの修学金は5月に、10月から翌年3月分までの修学金は11月に、指定口座に振り込みます。

7 修学資金の償還

以下の場合、修学資金の償還をしていただきます。

- (1)貸付対象者としての要件を満たさなくなったとき
- (2)修学資金の貸付期間が満了したとき
- (3)修学資金の償還猶予期間が満了したとき
- (4)修学資金の貸付けを辞退したとき
- (5)偽りその他不正の手段により貸付けの決定を受けたとき

8 修学資金の償還免除

養成施設を卒業後、相当な期間内に香取市内において看護師等として業務に従事し、かつ、居住したときは、修学資金の償還を免除することができます。詳しくは「第6 修学資金の償還免除について(12ページ)」をご覧ください。



第2 貸付けの申請手続き

1 申請に必要な書類

次の書類を提出してください。

- (1)香取市看護師等修学資金貸付申請書（第1号様式）
- (2)履歴書（第2号様式）
- (3)誓約書（第3号様式）
- (4)保証書（第4号様式）※2人分
- (5)親権者（法定代理人）同意書（第5号様式）※申請者が未成年の場合
- (6)連帯保証人になられる方へ（様式1-1）※2人分
- (7)在学証明書（任意様式）
- (8)住民票の写し
- (9)連帯保証人の印鑑登録証明書 ※2人分
- (10)連帯保証人の住民票の写し ※2人分

【注意事項】

- ・消せるボールペンで記入しないでください。
- ・全ての提出書類について同一の印鑑を使用してください。
- ・申請書には必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ・書類を訂正する際は、使用した印鑑で訂正印を押印してください。修正テープ等での訂正はできません。

2 連帯保証人

連帯保証人の人数は2人とし、独立の生計を営む成年の方としてください。収入や財産を共有し、家計を同一にしている場合、父親と母親の両方が連帯保証人になることはできません。

連帯保証人になる方に、連帯保証について正しく理解してもらうため、連帯保証人になる方が内容を確認し署名した「連帯保証人になられる方へ（様式1-1）」を提出してください。

修学資金の貸付けを受けようとする方が未成年者であるときは、連帯保証人の1人を親権者又は未成年後見人としてください。

3 修学資金の貸付請求

修学資金の貸付けの可否を決定したら、結果を通知します。通知を受けたら、申請年度の修学資金の貸付けを受けるために、香取市看護師等修学資金交付請求書（第 11 号様式）及び金融機関、口座番号、口座名義人が分かるものの写しを提出してください。提出がないと修学資金が振り込まれないのでご注意ください。

第3 在学中の諸手続き



1 提出書類

毎年度、次の書類を提出してください。

(1) 香取市看護師等修学資金交付請求書（第11号様式）

修学資金の貸付けを受けるには、毎年度、香取市看護師等修学資金交付請求書を提出する必要があります。

(2) 香取市看護師等修学資金現況届（第13号様式）

4月1日現在の現況について届け出てください。

(3) 在学証明書（任意様式）

(4) 金融機関、口座番号、口座名義人が分かるものの写し

2 提出期間

4月1日から4月10日の期間に提出してください。

3 その他

(1) 次の事由が生じた場合は、速やかに香取市看護師等修学資金借受人等異動届（第12号様式）に住民票の写し等の異動の事実を証明する書類を添えて提出してください。

(ア) 借受人若しくは連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき

(イ) 留年、休学若しくは停学等により1ヵ月以上連続して欠席、復学、又は退学したとき

(ウ) 修学資金の貸付けを辞退するとき

※(イ)及び(ウ)については、別途手続きが必要になります。詳しくは(イ)の事由が生じた場合は「第9 貸付けの停止について(16ページ)」又は「第10 貸付けの取消しについて(16ページ)」を、(ウ)の事由が生じたときは「第10 貸付けの取消しについて(16ページ)」を参照して、必要な手続きを行ってください。

※(ウ)については、引き続き在学している期間において修学資金の償還を猶予することができます。詳しくは「第7 修学資金の償還猶予について(13ページ)」を参照して、必要な手続きを行ってください。

(2) 連帯保証人を変更したときは、速やかに次の書類を提出してください。

(ア) 保証書（第 4 号様式）

(イ) 連帯保証人変更届（第 7 号様式）

(ウ) 連帯保証人になられる方へ（様式 1-1）

(エ) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(オ) 連帯保証人の住民票の写し

第4 卒業時の諸手続き



1 提出書類

- (1)香取市看護師等修学資金借受人等異動届（第12号様式）
看護師等の免許取得及び香取市内での就業の状況について届け出てください。
- (2)在職証明書（様式2-1）※香取市内において就業する方のみ
- (3)看護師等免許登録済証明書の写し※看護師等の免許を取得した方のみ

2 提出期間

卒業した翌年度の4月1日から4月30日の期間に提出してください。

3 その他

①卒業後、香取市内において看護師等の業務に従事し、かつ、居住する方

卒業後、香取市内において看護師等の業務に従事し、かつ、居住しているときは、その期間、修学資金の償還を猶予することができます。詳しくは「第7 修学資金の償還猶予について（13ページ）」を参照して、必要な手続きを行ってください。

②卒業後、香取市内において看護師等の業務に従事しない、又は、居住しない方

修学資金の貸付期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等償還により修学資金を償還していただきます。詳しくは「第8 修学資金の償還について（15ページ）」を参照して、必要な手続きを行ってください。

③他の養成施設に修学する方

卒業後、他の養成施設に修学するときは、その期間、修学資金の償還を猶予することができます。詳しくは「第7 修学資金の償還猶予について（13ページ）」を参照して、必要な手続きを行ってください。

④看護師等の免許をできなかった方

卒業時に看護師等の免許を取得できず、翌年度の看護師国家試験等を受験するときは、翌年度末まで修学資金の償還を猶予することができます。詳しくは「第7 修学資金の償還猶予について（13ページ）」を参照して、必要な手続きを行ってください。

第5 香取市内において貸付期間に相当する期間、看護師等の業務に従事し、かつ、居住しているときの諸手続き

1 提出書類

毎年度、次の書類を提出してください。

- (1)香取市看護師等修学資金現況届（第13号様式）
4月1日現在の現況について届け出てください。
- (2)在職証明書（様式2-1）
- (3)住民票の写し

2 提出期間

4月1日から4月30日までの期間に提出してください。

3 その他

(1)次の事由が生じた場合は、速やかに香取市看護師等修学資金借受人等異動届（第12号様式）に住民票の写し等の異動の事実を証明する書類を添えて提出してください。

(ア)借受人若しくは連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき

(イ)休職又は復職したとき

(ウ)香取市内において看護師等として業務に従事しない、又は、居住しなくなったとき

※(ウ)については、別途手続きが必要になります。詳しくは「第6 修学資金の償還免除について(12ページ)」及び「第8 修学資金の償還について(15ページ)」を参照して、必要な手続きを行ってください。

(2)連帯保証人を変更したときは、速やかに次の書類を提出してください。

- (ア)保証書（第4号様式）
- (イ)連帯保証人変更届（第7号様式）
- (ウ)連帯保証人になられる方へ（様式1-1）
- (工)連帯保証人の印鑑登録証明書
- (才)連帯保証人の住民票の写し

第6 修学資金の償還免除について



1 償還免除対象

次に該当する場合は、修学資金の償還を免除することができます。

(1)全部免除

- ①養成施設を卒業後、相当な期間内に香取市内において看護師等として、継続して業務に従事し、かつ、居住した期間が貸付期間に達したとき
- ② ①の期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(2)一部免除

- ③養成施設を卒業後、相当な期間内に香取市内において看護師等として業務に従事し、かつ、居住したが、貸付期間未満で退職又は香取市外に転出したとき

※免除額は、以下の計算式により算出した金額です。

$$\text{免除金額} = \text{貸付金額} \times \text{業務従事・居住した月数(15日以上/月)} \div \text{貸付月数}$$

(3)全部又は一部免除

- ④ ②の場合を除いて、死亡又は疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の償還ができなくなったとき

2 提出書類

【①～④共通】

- (1)香取市看護師等修学資金償還猶予（免除）申請書（第17号様式）

【①及び③の場合】

- (1)在職証明書（様式2-1）
- (2)住民票の写し

【②及び④の場合】

- (1)借受人死亡届（第14号様式）
- (2)死亡診断書等の死亡した事実を証明する書類

3 提出時期

該当事由が発生後、速やかに提出してください。

第7 修学資金の償還猶予について



1 償還猶予対象

次に該当する場合は、それぞれ定める期間において修学資金の償還を猶予することができます。

- ①修学資金の貸付けを辞退した後、引き続き在学しているとき
猶予期間：在学している期間
- ②養成施設を卒業後、引き続き他の養成施設に修学しているとき
猶予期間：修学している期間
- ③養成施設を卒業後、相当な期間内に香取市内において看護師等として、継続して業務に従事し、かつ、居住しているとき
猶予期間：従事し、かつ、居住している期間
- ④卒業時に看護師等の免許を取得できず、翌年度の看護師国家試験等を受験するとき
猶予期間：卒業した年度の翌年度末まで

2 提出書類

【①～④共通】

- (1)香取市看護師等修学資金償還猶予（免除）申請書（第17号様式）

【①の場合】

- (1)在学証明書（任意様式）

【②の場合】

- (1)香取市看護師等修学資金現況届（第13号様式）
4月1日現在の現況について届け出てください。
- (2)在学証明書（任意様式）

【③の場合】

- (1)香取市看護師等修学資金現況届（第13号様式）
4月1日現在の現況について届け出てください。
- (2)在職証明書（様式2-1）
- (3)住民票の写し

【④の場合】

(1)香取市看護師等修学資金現況届（第13号様式）

4月1日現在の現況について届け出てください。

(2)看護師国家試験等受験誓約書（様式1-2）

3 提出時期

該当事由が発生後、速やかに提出してください。

4 その他

修学資金の償還を猶予している期間は、毎年度、4月1日現在の現況について、4月30日までに香取市看護師等修学資金現況届（第13号様式）にて届け出てください。



第8 修学資金の償還について

1 償還対象

次に該当する場合は、修学資金の償還をしていただきます。

- (1) 修学資金の貸付期間が満了したとき
- (2) 修学資金の償還猶予期間が満了したとき
- (3) 修学資金の貸付けを取り消されたとき

2 償還方法

修学資金の貸付期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦による均等償還により償還していただきます。なお、繰り上げて償還することは可能です。

※偽りその他不正の手段により修学資金の貸付けを取り消されたときは、直ちに全額を償還していただきます。

3 提出書類

- (1) 香取市看護師等修学資金現況届（第13号様式）

4月1日現在の現況について届け出てください。※既に当該年度4月1日現在の現況について届け出ている場合は不要です。

- (2) 修学資金償還計画書（様式3-1）

4 提出時期

該当事由が発生後、速やかに提出してください。

5 その他

修学資金を償還している期間は、毎年度、4月1日現在の現況について、4月30日までに香取市看護師等修学資金現況届（第13号様式）にて届け出てください。

第9 貸付けの停止について

1 停止対象

修学資金の貸付期間中に、留年、休学又は停学等の理由により、1ヵ月以上引き続いて欠席したときは、修学資金の貸付けを停止します。

2 提出書類

- (1)香取市看護師等修学資金借受人等異動届（第12号様式）
- (2)留年、休学又は停学等を証明する書類

3 提出時期

該当事由が発生後、速やかに提出してください。

4 その他

復学するときは、以下の書類を提出してください。

- (1)香取市看護師等修学資金借受人等異動届（第12号様式）
- (2)復学を証明する書類

第10 貸付けの取消しについて

1 取消対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けを取り消します。

- (1)貸付対象者としての要件を満たさなくなったとき
- (2)修学資金の貸付けを辞退したとき
- (3)偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき

2 提出書類

香取市看護師等修学資金借受人等異動届（第12号様式）

3 提出時期

該当事由が発生後、速やかに提出してください。

4 その他

貸付けが取り消された場合、貸付金を償還していただきます。「第8 修学資金の償還について(15 ページ)」を参照して、必要な手続きを行ってください。



第 11 提出先及び問合せ先

〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2127 番地

香取市福祉健康部健康づくり課地域医療推進室（市役所 1 階）

電話：0478-79-8870 ファックス：0478-79-8871

E-mail：iryoud@city.katori.lg.jp

第 12 様式一覧

	様式名
1	香取市看護師等修学資金貸付申請書（第 1 号様式）
2	履歴書（第 2 号様式）
3	誓約書（第 3 号様式）
4	保証書（第 4 号様式）
5	親権者（法定代理人）同意書（第 5 号様式）
6	連帯保証人変更届（第 7 号様式）
7	香取市看護師等修学資金交付請求書（第 11 号様式）
8	香取市看護師等修学資金借受人等異動届（第 12 号様式）
9	香取市看護師等修学資金現況届（第 13 号様式）
10	借受人死亡届（第 14 号様式）
11	香取市看護師等修学資金償還猶予（免除）申請書（第 17 号様式）
12	連帯保証人になられる方へ（様式 1-1）
13	看護師国家試験等受験誓約書（様式 1-2）
14	在職証明書（様式 2-1）
15	修学資金償還計画書（様式 3-1）



第13 よくある質問

Q1：養成施設の入学前に申請することはできますか。

A1：できません。申請時に在学証明書が必要です。入学後に申請してください。

Q2：他の奨学金等と併せて貸付けを受けることはできますか。

A2：できます。

Q3：在学中、香取市内に居住する必要はありますか。

A3：養成施設を卒業後、香取市内に居住する意志があれば、在学中、香取市内に居住する必要はありません。

Q4：香取市外の出身ですが、貸付けを受けることはできますか。

A4：貸付要件を満たしていれば、どなたでも貸付けを受けることができます。

Q5：老人ホームで働くことを検討していますが、貸付けを受けることはできますか。

A5：できます。看護師等として業務に従事するのであれば、就業先が医療機関である必要はありません。

Q6：連帯保証人とは何ですか。

A6：申請者と連帯して債務の責任を負う方です。申請者が修学資金を償還する必要が生じた場合、連帯保証人は修学資金の償還を求められる可能性があります。

Q7：父親と母親を共に連帯保証人とすることはできますか。

A7：収入や財産を共有し、家計を同一にしている場合はできません。2人の連帯保証人は、それぞれ別の生計を営む方としてください。

Q8：養成施設の入学年度でなくても申請することはできますか。

A8：できます。ただし、入学一時金を申請することはできません。

Q9：在職証明書の様式は就業先の様式でもいいですか。

A9：指定様式の内容が記載されていれば構いません。

Q10：修学資金を償還する場合、利息はかかりますか。

A10：かかりません。

Q11：養成施設を卒業後、香取市内において看護師等の業務に従事し、かつ、居住していたが、貸付期間に達する前に退職又は香取市外に転出した場合、修学資金を償還する必要はありますか。

A11：香取市内において看護師等の業務に従事し、かつ、居住していた期間に応じて償還する必要があります。詳しくは12ページの「第6 修学資金の償還免除について」をご覧ください。